

広島平和記念式典への参加者を募集します

市では、被爆地・広島市で行われる平和記念式典への参加者を募集します。

これは、式典への参加のほか、平和資料館や原爆ドームなどを見学することにより、平和の尊さを学び、平和への思いを新たにすることを目的としています。

行程は、すべて団体行動です。途中からの参加・別行動はできません。なお、過去に参加した方の応募はご遠慮ください。

日程：8月5日(火)～6日(水)

(二泊二日)

定員：十五人(抽せん)

応募資格(次の要件をすべて)



原爆ドーム

市民と市政の信頼関係を築くために 川越市オンブズマン 平成19年度運営状況報告

公正で信頼される市政を推進するため、平成9年8月に設置された「川越市オンブズマン制度」。市政への苦情や不服を公正・中立な立場から解決を図るオンブズマンの、平成19年度運営状況をお知らせします。

●苦情申し立ての受け付け状況

平成19年度に受け付けた苦情申し立て件数は、2件です。

■分野別件数

環境・衛生	1件
市職員	1件
合計	2件

■所管別件数

総務部	1件
事業推進部	1件
合計	2件

●苦情申し立ての処理状況

調査を終了したもの(2件)

①申し立ての趣旨に沿ったもの(1件)

給水装置改良工事申請について

②調査することが適当でないもの(1件)

市職員について

●苦情申し立ての手続き

市政に対する苦情で、申立人自身の直接の利害にかかわるものであれば、どなたでも申し立てることができます。ただし、判決などで確定したもののなど、受け付けられない場合もありますので、あらかじめ広聴課にお尋ねください。

申し立ては、広聴課(本庁舎3階)および出張所窓口にて備え付けの「苦情申立書」に、必要な事項を記入し提出してください。オンブズマン会議あてに、郵送することもできます。

●川越市オンブズマン

牧山市治さん(代表・弁護士) ▶ 田島恒子さん(弁護士) ▶ 赤松岳さん(弁護士)

問い合わせ…広聴課・TEL224-5011

満たす方)：市内在住で中学生以上▼健康で団体行動ができる▼7月28日(月)の事ができる

前研修に参加できる

参加条件：参加後に感想文(八百字程度)を提出

参加費：五千円(旅費・宿泊費などは市が負担。諸雑費は別途)

宿泊：広島市内のホテル

応募方法：ハガキ(二人一枚)に住所・氏名(ふりがな)・生年月日・年齢・職業・電話番号を明記し、6月23日(月)(必着)までに〒

昭和三十七年一月一日以前に建てられた市内の住宅について、一定の耐震改修工事を行った場合、その住宅に係る固定資産税(百二十平方メートル相当部分まで)を、翌年度分から次のとおり減額します。

耐震改修を行った場合に、固定資産税を減額します

問い合わせ：総務課

TEL224-5550

350・8601川越市役所総務課「広島平和記念式典」係

耐震改修工事の完了時期と固定資産税減額措置の内容

平成十八年～二十一年に完了

了二三年間二分の一に減額

同二十二年～二十四年に完了

了二二年間二分の一に減額

同二十五年～二十七年に完了

了二一年間二分の一に減額

●主要要件

①昭和三十七年一月一日以前から所在する住宅である

②現行の耐震基準に適合する

耐震改修である

③耐震改修に係る工事費用が三十万円以上である

耐震改修工事完了後、原則として三か月以内に証明書などの必要書類を添付して、申請してください。

*なお、②③についての証明書は、登録された建築士事務所

所に属する建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関のいずれかに、発行を依頼してください。

問い合わせ：資産税課家屋担当

TEL224-5684

ことしも6月から
ノーネクタイで失礼します

エコ・カジュアルマンス

環境政策課・TEL224-5866

市では、地球温暖化対策の一環として、毎年6月から9月までを「エコ・カジュアルマンス（節電推進月間）」とし、省エネルギーに努めています。期間中は、室内の温度を28度程度に調節し、職員は原則ノーネクタイ・白のポロシャツなどの軽装で勤務します。市民の皆さんも、家庭や職場で冷房温度を高め設定するなど、節電にご協力ください。



*エコ・カジュアルマンスとは、エコ（節約・環境）+カジュアル（普段着）+マンス（月間）を表す造語です。

●こどもエコクラブ会員募集

近所の友達や家族でグループを作って、「生き物調査」や「自然観察」などをしてみませんか。市内在住・在学の幼児から高校生を対象に、参加をお待ちしています。詳しくはお尋ねください。

●環境ポスターコンクール展示会

小中学生が環境問題をテーマに描いたポスターの、入選作品を展示します。

日時…6月21日(土)・22日(日)、午前9時～午後5時
会場…メルト

家屋を取り壊した ときは届け出を

建て替えや老朽化などで家

屋を取り壊したときは、年内に届け出をしてください。家屋の固定資産税は、毎年一月一日に所有する建物にか

かります。ことし一月二日以降に家屋を取り壊した場合、年内に届け出があれば、来年度から固定資産税がかからなくなります。

登記をしてある家屋を取り壊した場合は、法務局に滅失登記の申請をしてください。*住宅を取り壊して店舗や駐車場などにする場合は、土地の固定資産税が増額になることがあります。



問い合わせと届け出
未登記の家屋⇨資産税課家屋

担当（本庁舎二階）

TEL 224-5684

登記してある家屋⇨さいたま

地方務局川越支局

TEL 243-3824

バリアフリー改修を行った場合、固定資産税を減額します

高齢者・障害者などが居住する、平成十九年一月一日以前に建てられた住宅（貸家を除く）について、一定のバリアフリー改修工事を行った場合、その住宅に係る翌年度分

の固定資産税（百平方メートルまでを限度）を、三分の一減額します。

要件

①その住宅に六十五歳以上の方・介護保険において要介護および要支援の認定を受けている方・障害者が居住していること

②平成十九年一月一日以前から所在する住宅（貸家を除く）で、同年四月一日から同二十二年三月三十一日(水)までの間に行われた改修工事であること

③補助金や介護保険からの給付を除く工事費の自己負担が、三十万円以上であること

対象と
①廊下の拡幅②階段のこう配緩和③浴室の改良④トイレの改良⑤手すりの設置⑥屋内の段差解消⑦引き戸への取り替え⑧床表面の滑り止め化

申し込み

バリアフリー改修工事完了後、三か月以内に次の関係書類を添付のうえ、資産税課（本庁舎二階）にある「高齢者等居住改修住宅に係る固定資産税減額申告書」を提出し

てください。

●関係書類

①納税義務者の住民票の写し
②改修工事に係る明細書（当該改修工事の内容および費用の確認ができる物）

③改修工事個所の写真
④領収書（改修工事費用を支払ったことが確認できる物）

⑤住宅改造補助金交付および介護保険給付金の決定（確定）通知書などの写し
⑥前記要件①におけるそれぞれの区分に応じた書類

・六十五歳以上の高齢者⇨住民票の写し
・要介護および要支援の認定者⇨介護保険の被保険者証の写し

・障害者⇨身体障害者手帳・療育手帳の写し
*なお、賃貸住宅は対象外（ただし、賃貸住宅の所有者のみずからが居住する部分は対象）とし、新築住宅特例や耐震改修特例と同時には適用されません。また、一戸について、この減額措置の適用は一回かぎりです。

問い合わせ：資産税課家屋担当
当・TEL 224-5684